

日中の製造物責任法制

2010年12月27日

出澤 総合法律事務所

弁護士 出澤 秀二

弁護士 國安 耕太

第1 はじめに

2009年12月26日に公布された中国侵權責任法（不法行為法）が2010年7月1日に施行されました。同法においては、不法行為一般の規定のほか、製造物、環境汚染、工作物等に関する特別の責任が定められています。特に製造物責任については、製造業者のみならず販売者にもリコール義務や懲罰的損害賠償義務が明記される等、消費者の権利保護が図られています。

他方、財務省の貿易統計速報によれば、2009年1月から12月までの香港を除く中国への輸出累計額は約10兆2390億円となり、戦後初めて米国（約8兆7446億円）を上回り、中国は日本の最大の輸出相手国となりました^①。また、日本から中国への輸出は、9割以上を電気機器、一般機械、輸送用機器等の加工物が占めており（ジェトロ世界貿易投資報告2010年版^②）、中国に進出している日系企業の70%以上が製造業に集中しているとも言われています^③。

このような状況にかんがみますと、中国の製造物責任法制は、中国に進出する日本企業にとって避けて通れないものであるといえます。

そこで、この機会に日中の製造物責任法制についてまとめておくことにします。

なお、2010年1月から10月までの中国への輸出累計額は約10兆7101億円となっており（米国は約8兆5259億円。）、10月時点で昨年を上回る輸出累計額となっていますので、2010年の輸出累計額が過去最高となることが確定しています^④。

① http://www.customs.go.jp/toukei/shinbun/trade-st/gaiyo2009_12.pdf

② <http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2010/pdf/2010-cn.pdf>

③ http://www.kansai-u.ac.jp/Keiseiken/books/seminar07/seminar07_k178.pdf

④ http://www.customs.go.jp/toukei/shinbun/trade-st/gaiyo2010_10.pdf

第2 日中の製造物責任

	中国	日本
法律 (* 1)	侵権責任法 産品質量法 (製品品質法)	製造物責任法 民法
責任主体 (* 2)	製造者、販売者 (侵権責任法 41条、42条)	主として製造者 (製造物責任法 2条3項)
責任法理	無過失責任	無過失責任
対象製品	加工、製造を経て、販売に用いる製品 (産品質量法 2条2項)	製造又は加工された動産 (製造物責任法 2条1項)
欠陥の概念 (* 3)	製造物に他人の身体・財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在すること (産品質量法 46条)	製造物が通常有すべき安全性を欠いていること (製造物責任法 2条2項)
損害の範囲 (* 4)	損害が当該製造物についてのみ生じたときも含む	損害が当該製造物についてのみ生じたときは除く (製造物責任法 3条ただし書き)
欠陥の立証義務	原則として原告 (被害者)	原則として原告 (被害者)
抗弁 (免責) 事由 (* 5)	流通未投入、流通投入時欠陥不存在、開発危険 (産品質量法 41条)	開発危険、部品製造業者 (製造物責任法 4条)
時効	損害を受けたことを知り又は知り得べき時から2年、当該製造物が最初の消費者に渡された日から10年 (産品質量法 45条)	損害及び賠償義務者を知った時から3年、製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年 (製造物責任法 5条1項)
リコール義務の有無 (* 6)	有	無
懲罰的損害賠償の可否 (* 7)	有	無

* 1 法律

- ・日本：製造物責任法は、全6条からなる法律で、1995年7月1日から施行されています。製造物責任法は、民法の特別法に位置付けられており、製造物責任法に規定のない部分については、民法の不法行為 (709条以下) に関する規定が補充的に適用されることとなります。

- ・中国：製造物責任については、基本的に侵權責任法の規定によって判断され、侵權責任法に規定がない部分についてのみ産品質量法の規定が適用されることとなります。

* 2 責任主体

- ・日本：①製造物を業として製造、加工又は輸入した者のほか、②製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（「氏名等の表示」）をした者、③製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者等が含まれます。
- ・中国：製造業者のみならず、販売者についても対象となりますが、輸入業者についての言及はありません。

なお、製造業者には、製造物に商標を付した者も含まれるとするのが、最高人民法院の判例です（フォード事件）。フォード事件においては、マレーシアにあるフォード社の子会社が製造した自動車について、マレーシアの子会社のみならず、アメリカ本土のフォード社についても製造業者にあたると判断されています。

* 3 欠陥の概念

- ・日本：製造物責任法において「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることとされています（2条2項）。具体的には、アメリカの裁判例を参考に①製造上の欠陥（製造物の製造過程で設計通りに製造されなかったために安全性を欠く場合）、②設計上の欠陥（製造物の設計段階で安全性を欠いていた場合）、③指示・警告上の欠陥（製品自体に危険性が存在する場合に、その危険性による事故発生の可能性・事故防止のための情報等必要な情報を与えなかった場合）という3種類の欠陥に分類されています。
- ・中国：産品質量法においては、「この法律にいう欠陥とは、製造物に他人の身体・財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在することを指す。製造物に人体の健康・身体及び財産の安全を保障する国の基準・業界の基準がある場合、当該基準に合致しないことを指す。」とされています（46条）。第1文と第2文との関係について、中国人民大学の王利明教授は、「第2文は不合理な危険が存在するか否かを認定するための考慮要素にすぎず、欠陥は他人の身体・財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在するか否かで判断すべき」との見解を示されています。

なお、日本の製造物責任法と定義は異なっていますが、「欠陥」が、①製造上の欠陥、②設計上の欠陥、③指示・警告上の欠陥という3種類の欠陥に分類

されると考えられている点は共通です。

* 4 損害の範囲

- ・日本：損害が当該製造物についてのみ生じたときは、製造物責任の対象とならないとされています。ただし、製造物自体についての損害については、瑕疵担保責任（民法 570 条）を追及することが可能です。
- ・中国：製造物以外の物に生じた損害のみならず、製造物そのものについて生じた損害についても「損害」に含まれると考えられています。
これは、中国においては、①請求権が競合した場合、被害者自らが主張する請求権を選択する必要があり、請求権を選択した場合には他の請求権が排除されること、また、②契約責任に基づく損害賠償は、履行利益の損害賠償に限られ、履行利益以外の損害は不法行為に基づく損害賠償によらなければならないと解されていることに基づくものと考えられます。

* 5 抗弁事由

- ・日本：製造物責任法は、開発危険の抗弁（1号）及び部品製造業者の抗弁（2号）を免責事由として規定しています。
開発危険の抗弁とは、製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術の知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合に認められます。これは、このような場合に免責されないとすると、新製品の開発意欲が損なわれてしまうことに基づきます。なお、科学等の知見については、解釈上、その時点における最高水準の知見と解されています。
部品製造業者の抗弁とは、製造物が他の製造物の部品等として使用された場合に、欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がない場合に認められます。
製造物責任法には、産品質量法が定める流通未投入の抗弁、流通投入時欠陥不存在の抗弁（後述）に関する明文規定はありません。しかしながら、解釈上、流通未投入又は流通投入時欠陥不存在の場合には、免責されると解されています。
- ・中国：産品質量法においては、流通未投入の抗弁（1号）、流通投入時欠陥不存在の抗弁（2号）、開発危険の抗弁（3号）が規定されています。
流通未投入の抗弁とは、製品を流通に投入していない場合には、賠償責任を負わないというものです。例えば、販売前の製品が盗難にあい、かかる盗難品が使用されたことによって損害が生じたような場合には、製造業者等は責

任を負いません。

流通投入時欠陥不存在の抗弁とは、製品を流通に投入した時には損害を引き起こした欠陥がまだ存在していなかった場合には、賠償責任を負わないというものです。ただし、製造業者が製品を流通に投入した時点で欠陥が生じていなかったとしても、販売者や運送業者等によって製造物に欠陥が生じた場合には、製造業者も被害者に対して、損害を賠償する責任を負うこととなります。

製造物責任法に定める部品製造業者の抗弁は認められていません。そのため、製造物の欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がなかったとしても、製造業者は責任を免れ得ません。

* 6、7 リコール義務、懲罰的損害賠償

- ・ 産品質量法においては、日本法において認められていないリコール義務、懲罰的損害賠償義務が定められています。特に懲罰的損害賠償の額については、裁判官に自由な裁量を与えられており、何らかの基準があるわけではなく、上限も定められていないことから注意が必要です。

なお、製造業者等に過度の負担を負わせるのを避ける趣旨から、懲罰的損害賠償の対象となるのは、人身損害のみであり、財産的損害は対象となりません。

第3 日本の製造物責任に関する裁判例

1 対象製品の意義

製造物責任法においては、製造又は加工された動産が「製造物」にあたりとされていますが（製造物責任法2条1項）、割烹料亭で調理されたイシガキダイ料理が「加工された動産」にあたるかどうか争われたことがあります。

これについて、日本の裁判所は、「法にいう「製造又は加工」とは、原材料に人の手を加えることによって、新たな物品を作り（「製造」）、又はその本質は保持させつつ新しい属性ないし価値を付加する（「加工」）ことをいうものと解するのが相当である。そして、食品の加工について、より具体的にいえば、原材料に加熱、味付けなどを行ってこれに新しい属性ないし価値を付加したといえるほどに人の手が加えられていれば、法にいう「加工」に該当するというべき」として、割烹料亭で調理されたイシガキダイ料理が加工された動産にあたりと判断しています（東京地判平成 14. 12. 13、判例時報 1805 号 14 頁）。

2 欠陥の概念

製造物責任法においては、「通常予見される使用形態」等を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いているか否かを判断することになります。

この点、製造物責任法施行前の事案ですが、「利用者が、製造者に予見できないような異常な方法で製品を利用した場合にまで、製品の安全性を確保すべき義務を製造者に負わせるものではないから、欠陥判断の前提として、利用者の利用方法が社会通念上合理的と解される利用（合理的利用）の範囲内であることが必要である。」と判示した裁判例があります（大阪地判平成 6. 3. 29、判例タイムズ 842 号 69 頁）。

上記裁判例の考え方からすれば、例えば、濡れた猫を乾かそうとして、猫を電子レンジに入れて実行したところ、電子レンジが爆発して負傷したといった場合には、利用者の利用方法が社会通念上合理的と解される利用ではありませんので、電子レンジの欠陥にはあたらないと考えられます。

3 製造物責任に関する裁判例

(1) 肯定例

- ・ 仙台高判平成 22. 4. 22、判例時報 2086 号 42 頁

携帯電話をズボン前面左側ポケットに入れてコタツに入る等したところ、左大腿部に熱傷を負ったという事故につき、裁判所は、携帯電話をズボンのポケット内に収納して携帯するという通常の方法で使用していたにもかかわらず、その温度が約 44 度かそれを上回る程度の温度に達し、それが相当時間持続する事象が発生し、これにより本件熱傷という被害を被ったのであるから、本件携帯電話は、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いているといわざるをえないとして、設計上又は製造上の欠陥があると判示しました。

- ・ 鹿児島地判平成 20. 5. 20、判例時報 2015 号 116 頁

2 歳 10 カ月の男児が、カプセル入り玩具のカプセルを喉に詰まらせて窒息し、低酸素脳症による後遺障害が残った事故につき、裁判所は、同カプセルは幼児が玩具として使用することが予見され、口腔内に入ると窒息を引き起こす危険を有していたとして設計上の欠陥を認めました。

- ・ 名古屋地判平成 16. 4. 9、判例時報 1869 号 61 頁

中国から輸入した医療用漢方薬を服用したことにより腎不全に罹患した患者が、漢方薬の輸入販売業者に対し、損害賠償を求めた事案において、裁判所は、効能に比べて副作用の重篤さは顕著である等として、製造物責任法上の欠陥を認めました。

- ・ 東京地判平成 13. 2. 28、判例タイムズ 1068 号 181 頁

レストランでイタリアから輸入した瓶詰オリーブ食べたことによって食中毒になった患者が、輸入業者及びレストラン経営者に対し、損害賠償を求めた事案において、裁判所は、瓶詰オリーブから検出されたボツリヌス菌及びその毒素は瓶の開封

前から存在していたことが推認されるとして、製造物責任法上の欠陥を認め、輸入業者の損害賠償責任を認めました。なお、レストラン経営者の責任は否定されています。

- ・名古屋地判平成 11. 6. 30、判例時報 1682 号 106 頁

ファーストフード店で購入したジュースを飲み、その中に入っていた異物によって喉に傷を負った者が、ファーストフード店に対し、損害賠償を求めた事案において、裁判所は、本件ジュースを飲んだ人の喉に傷害を負わせるような異物が混入していたことは、本件ジュースが通常有すべき安全性を欠いているとして製造物責任法上の欠陥を認めました。

(2) 否定例

- ・神戸地姫路支判平成 22. 11. 17、裁判所HP^⑤

1歳9か月の幼児が、いわゆるこんにゃくゼリーを喉に詰まらせて死亡した事故につき、裁判所は、①蒟蒻畑の食品特性（硬さが強く破碎され難いこと、水に溶解しにくいこと、冷温では硬さ及び付着性が増加する傾向にあること）を意識しにくい状態にあったとは言い難いこと、②蒟蒻畑の容器が、その形状から上向き食べないし吸い込み食べを誘発するものとは認め難いこと等から設計上の欠陥は認められないとして、製造業者の責任を否定しました。

- 4 なお、独立行政法人国民生活センターのホームページに製造物責任法に関する判例情報が掲載されていますので、他の裁判例等の情報につきましては、こちらをご参照ください^⑥。

以上

^⑤http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=04&hanreiNo=80901&hanreiKbn=03

^⑥ http://www.kokusen.go.jp/pl_1/index.html